

## 「逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）」

### に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 令和3年2月5日（金）から令和3年3月8日（月）まで
2. 意見の数 50件
3. 意見提出人数 3人（郵送2人、FAX0人、メール0人、持参1名 / 個人3人、団体0件）

#### 4. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、案を修正するもの	23件
□	意見の趣旨や考え方が既に案に盛り込まれているもの	3件
■	意見は反映させないが、今後事業実施時等に参考とするもの	6件
▲	意見を反映することが困難なため、案どおりとしたもの	17件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として取り扱うもの	1件
合計		50件

5. 意見の内容と市の対応

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	採否の理由	備考
1	全般	全般に同一用語で概念の異なる使い方をするものが見受けられるので、頭に一括、あるいは、初出時に、用語の定義明確にする必要がある。	○	用語については、「用語の解説」を追記し、説明します。	
2	第1章1 計画の改定の趣旨	「1 計画改定の趣旨」において、「令和2年（2020年）10月18日、10月25日及び10月31日に市民説明会を実施し、その後令和2年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、令和3年1月に答申を得た」ことが記載されていない。	▲	「1 計画の改定の趣旨」は、計画内容について記載しています。ご意見の市民参加の方法については、この箇所での記載はなじまないものと考えます。	
3	第1章2 計画の位置付け	基本計画について 2頁下段の図では「ごみ処理」と「生活排水処理」の各基本計画を並列し、その下に年度ごとの各実施計画を位置づけるが、当該計画内容の説明がなく、関係性がわからない。広域化はごみ処理計画を制約するとはいえ、今後の展開がまだ流動的であり明確な位置付けが困難。災害廃棄物処理計画は避難所配置等防災計画と密接不可分であり、非常時計画として防災の延長に位置付けたほうが良い。	▲	各計画の内容については、図に記載しているとおりです。また、「ごみ処理基本計画策定指針」では「災害時に発生する廃棄物にかかる対策について基本的な考え方を定めるものとする。」とされており、災害廃棄物処理計画との関連性を位置づけています。	
4	第1章2 計画の位置付け	ゼロウェイストについて 3頁囲みでは「できる限り」の修飾語があるとはいえ「燃やさない、埋め立てない」ゼロウェイスト社会実現を目指すとするが、不燃及び不埋は共に現在の技術では実現不可能で、域外処理をもってゼロとすることになりかねない。市民が共有できる理念と実現可能な具体的数値目標を設定すべきである。	▲	3頁の囲みは逗子市総合計画基本構想の取組みの方向を抜粋して示してあります。本計画においても、ごみ処理の基本理念として「ゼロ・ウェイスト」を目指すと示しています。この計画では具体的な目標数値として、49頁第4節に示しています。	
5	第3章第1節2 人口及び世帯数とごみ排出量の推移	13頁表項目欄と14頁表最下段項目欄では項目順序が異なる。13頁に合わせること。	○	14頁の表3.1.4の最下段の項目順序を修正します。	
6	第3章第1節2 人口及び世帯数とごみ排出量の推移	15頁下段表の最上行右端の数字と32頁上段表の該当数字が異なるので訂正を要す。	○	15頁の表3.1.6の2019年度資源化量「8,807」を「8,804」に、植木剪定枝「2,571」を「2,568」に修正します。	

7	第3章第1節2 人口及び世帯数と ごみ排出量の推移	18 頁表「中間処理」欄のバーが何を意味するか不明。不要であれば削除。	○	表 3.1.7 の草・葉・植木ごみ、あきびん、危険有害ごみ、小型家電の中間処理を「直営」に修正します。	
8	第3章第1節4 ごみの減量化及び 資源化の状況	19 頁上段表の主な使途は金額表示（広報ずし2月号では資源化 4674 万円、収集袋作成販売 4155 万円、後略）を加え、内訳の詳細を示すこと。	○	表 3.1.8 の主な使途に金額を追記します。	
9	第3章第1節4 ごみの減量化及び 資源化の状況	減量行動及び費用負担公平性について 19 頁本文では「減量行動を促進」とともに「ごみ排出量に応じた費用負担の公平性を確保」とするが、減量行動の定着に対する評価に欠け、単純に排出量のみをもって、逆進性に配慮せず、費用負担の公平とは短絡にすぎる。さらに、有料化ごみ袋の手数料の 42%強が「ごみ袋の作成販売」経費に費やされ、資源化及び収集運搬経費には 53%強しか充当されない現状は市民に不合理な負担（競争入札もない）を強いるものである。また、有料化の名のもとに 133 万枚余の袋を製造し焼却することは焼却ごみの増加を招き減量化の趣旨に反する。シビルミニマムの見地を踏まえごみ処理費用の在り方を再検討すべきであり、本文中に不断の見直しの趣旨を記載すべきである。	▲	「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 25 年 4 月環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」では、有料化の目的及び期待する効果として「一般廃棄物処理の有料化の主な目的は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などとし、市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として位置づける。」とされています。ごみ処理の現状、ごみの減量化及び資源化の状況を記載する頁のため、案のとおりとします。	
10	第3章第1節7 ごみ処理事業費の 状況	経費削減について 27 頁本文では「常にコストを意識し経費の削減」とし、「葉山町の・・・負担金収入が・・・更なる経費の削減」とするが、コスト削減の具体策に触れず、不思議なことに、手数料収入の記述も一切ない。葉山町からの収入は有料化による焼却ごみ減少で生じた焼却余力に基づくものと思われる。有料化の市民負担と減量化の努力で生じた「葉山町負担金収入」であり、本来市民に何らかの還元をすべきであるが、27 頁表ではごみ処理手数料が無視されている。今後、鎌倉の引き受け分にもこの方式が継続される懸念を拭えない。市民の努力の半分近くの金額が「ごみ袋作成販売」に充てられごみ処理経費にも反映されず、年間経費の 1 割に相当する手数料収入が無視されては市民の減量化意欲を削ぎかねない。なお、葉山町からの負担金収入の今額を単純に経費削減とするが、葉山町分の焼却で増加した経費を控除して計上すべきである。	■	計画には記載はしませんが、今後の事業実施時等に参考といたします。	

11	第3章第2節1 前計画目標の達成状況	「第2節 ごみ処理の評価及び課題」「1 前計画目標の達成状況」「(1) ごみと資源物の総排出量」で、「ごみと資源物の総排出量は、計画目標を7.6%上回り達成することができませんでした。」と記載されているが、「ごみと資源物の総排出量」に対する評価のみ記載し、課題が記載されていない。	□	「第2節 ごみ処理の評価及び課題」では、「1 前計画目標の達成状況」を記載しています。課題については、「1 前計画目標の達成状況」から「4 県内他市町村とのごみ処理統計指標の比較」までの評価について、「5 ごみ処理の課題」で取りまとめて課題を整理しています。
12	第3章第2節1 前計画目標の達成状況	31頁表と32頁表では同じ「達成率(%)」という言葉を用いるが、31頁では107.6%、32頁では89.6%とするが、100超も100未満もいずれも目標未達であるとは理解し辛い表現である。単純に未達成トン数を本文中に示せば済む。なお、32頁表中2019年資源化量の数値が15頁の同年数値と相違する。どちらが正しいか訂正を要す。	○	31頁の目標達成状況については、比率で表現することが適切であると考えて記載しましたが、トン数を併記します。15頁の表3.1.6の2019年度資源化量「8,807」を「8,804」に、植木剪定枝「2,571」を「2,568」に修正します。
13	第3章第2節1 前計画目標の達成状況	32頁最終処分量とは24頁表の最終処分量の内訳の埋立て量を意味すると思われるが、両頁の同じ言葉が異なる意味に使われている。24頁の分類に合わせるか言葉を変えるかすべきである。	○	24頁6(1)本文中、「焼却残渣最終処分量」を「焼却残渣量」に、表3.1.4「最終処分量」を「残渣量」に、「焼却残渣」を「焼却残渣量」に、「不燃残渣」を「不燃残渣量」に、「埋立て量」を「最終処分量」に、(注)の「埋立て量」を「最終処分量」に修正します。
14	第3章第2節2 前期施策の達成状況	「2 前期施策の達成状況」の「(1) 発生抑制と排出抑制・再生利用の推進」で、「なお、生ごみ処理システムの確立については、……」の記述は、表題の「施策の達成状況」とは合致していないので、記述を別の章に移動するか、削除して下さい。そもそも「……達成状況」として記述しているのは矛盾します。	▲	ここでの達成状況については、各施策の実施状況について評価しています。(p35表3.2.4参照)
15	第3章第2節2 前記施策の達成状況	35頁から36頁表の評価欄の意味が分からない。注釈が必要。	○	「評価」の欄を「○」、「△」等の記号で整理し、凡例を示します。
16	第3章第2節5 ごみ処理の課題	「表3.2.7 ごみ処理の課題」で、各々の項目に対しての課題に対する対応(対策)は「第3節 基本方針及び基本施策」「第4節 計画目標」「第5節 ごみ処理個別計画」のどこに記載されているかを記載してください。	▲	課題を踏まえて定めた4つの基本方針の下に多数の基本施策があり、更に、市民・事業者・市の役割があります。計画目標は、ごみ排出に関する目標(減量化目標)、資源化に関する目標(資源化目標)、最終処分に関する目標(処理・処分目標)の3つがあります。基本施策は、減量化目標に関するもの、資源化目標に関するもの、処理・処分目標に関するものには明確に分けられず、全てに関するものや福祉の視点や災害の視点の施策もある

				ため、対応表の作成は難しいと考えます。	
17	第3章第2節4 県内他市町村と のごみ処理統計指標 の比較	38頁本文9行目「負担金(203398円)」に単位の「千」が抜けている。訂正を要す。	○	「203,396円」を「203,396千円」に修正します。	
18	第3章第2節4 県内他市町村と のごみ処理統計指標 の比較	経費算出について 前記同行では「逗子市人口で除して求めると12640円」とするが、本計画案5頁の人口欄には2018年の人口を57125人とある。記述どおりに計算すると、13304円となる。本文記載の12640円は上記逗子市人口に米軍住宅推定人口3000人を加算した60125で除した金額に符合する。同一時点「人口」に異なる数値が用いられ不正と言わざるを得ない。また、米軍住宅地は、市域内に存するとはとはいえ、国法適用困難で人口どころか増減傾向すら把握できない。同住宅人口を固定的に3000人と推計した統計処理には無理がある。本計画案には米軍住宅関連のごみ処理負担(以下「米軍関連」という)に伴う収入及び米軍関連排出量の記載はないが、市民一人当たりの排出量排出量や処理費用の算定に当たっては米軍関連を除外した数値を用いて計算したほうが実態に即し、分かりやすくなる。葉山町負担金処理経費相当分を除外して計算したほうが正確になる。	▲	38頁表3.2.6の数値は「神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」の数値をもとに整理しています。逗子市から県への報告は、「池子米軍住宅人口を含む人口を報告すること」とされており、当該人口を含んだ人口を報告しています。	
19	第3章第3節1 ごみ処理の基本理 念	基本理念について 40頁「ごみ処理の基本理念」ではゼロウェイストの実現を目指すとあるが、何を以て「ごみ」とするか書かれていない。市民が共通して是認できる「ごみ」の範囲や考え方を示すべき。*の注釈では「ごみを焼却、埋め立て処理せず」とするが、防疫等安全上の観点から燃やすべき排出物は必ず存在し、焼却残渣等のある程度の埋立は不可避であるし、建設残土等の埋立との関係をどのように考えるのか分からない。現状では、全量資源化など技術的にも経済的にも極めて困難で、ゼロに固執すればむしろ環境負荷の増大を招きかねない。市民に求める努力の上限を具体的に示す必要がある。	■	計画には記載はしませんが、今後の事業実施時等に参考といたします。	

20	第3章第3節1 ごみ処理の基本理念	広域化について 前記注記では「堆肥化等の物質回収」とし、生ごみ処理の「堆肥化」処理を前提とする記述であるがバイオガス化や BDF 化等他の処理方法を無視する。本計画案 30 頁 2008 年 3 月の項目に「生ごみメタン化施設について、鎌倉市との共同処理を断念」とあり、堆肥化以外の処理を検討していたことが分かるが、断念の経緯には触れていない。現在の広域化計画でも各種施設の効率性、経済性、環境負荷等におけるメリット、デメリットを比較検討の説明がない。市民の協力を得るための前提として生ごみ処理方法選定の検討経緯と処理方法選定の合理性を明らかにすべきである。生活様式の変容や鎌倉市の新造住宅地区（3万人の人口増見込）もあり、広域化計画に与える影響を冷徹に分析し、計画の合理性・経済性・環境負荷の増減等を市民に説明すべきである。	▲	堆肥化等の物質回収については、物質回収の例を掲げたものです。生ごみ処理方法の検討経緯と処理方法選定については、令和4年度に予定している市民説明会で説明させていただきます。また、社会情勢の変化に対応した鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の見直しは、適宜必要と考えます。
21	第3章第3節2 基本方針	40 頁 2（1）本文では、「ごみゼロ社会」の実現を目指すのがゼロウェイストと何が違うのか意味不明。前段の「削減を図り」を「削減を図る。」に変更し、その後の文言は削除すれば済む。方針の記述に理念の再掲は蛇足。	○	「・・・廃棄物の徹底した削減を図り、ごみゼロ社会の実現を目指します。」を「・・・廃棄物の徹底した削減を図ります。」に修正します。
22	第3章第3節3 基本施策	「3 基本施策」において、各項目は、新規施策なのか、従来からの施策の強化なのかを明記してください。	○	41 頁からの「3 基本施策」に「新規」、「継続」の区分を追記します。
23	第3章第3節3 基本施策	41 頁（1）イ②では指定ごみ袋のバイオマスプラスチック使用とするが、焼却分量が増えることには変わりはないし、作成費用の増大になりかねない。使用枚数の減少化と費用の削減こそ目指すべきである。	▲	指定ごみ袋をバイオマスプラスチック素材とすることで、環境負荷の低減が図られます。また、費用については、現状以上に上げないことを課題とし、検討します。
24	第3章第3節3 基本施策	同頁同ウでは生ごみ処理容器の助成とするが、同容器から生ずる腐敗ガス廃液発等の環境負荷増大要素を無視する。生ごみ処理容器にもかかわる事項であり、正確な情報を伝える必要がある。	■	計画には記載はしませんが、今後の事業実施時等に参考といたします。
25	第3章第3節3 基本施策	”ウ”と”エ”は目的が背反するのでは？”ウ”は逗子市の方針？”エ”は葉山町の方針では？葉山町に多量の生ごみの処理を委託しないと葉山町が新たに建設した生ごみ処理施設の採算が取れないのでは？	▲	”ウ”と”エ”の取組は同時に推進します。生ごみ資源化施設は適正規模の設計を考えています。

26	第3章第3節3 基本施策	42頁③文末「を連携して進めます」とあるが、誰と何を連携するのか意味不明。	○	「・・・を連携して進めます。」を「・・・を進めます。」に修正します。	
27	第3章第3節3 基本施策	<p>堅実な計画を立て、改善へと向けて取り組んでいただき誠にありがとうございます。今以上に市民を巻き込んで改善を前に進めるために啓発活動の強化を提言します。現在行っている啓発活動は環境に対して意識が高い層にしか届いていない可能性が高く、より多くの市民に取組の意義とメリットを伝えることが肝要です。具体的には下記の啓発活動の実施を提案します。</p> <p>1. 逗子市が抱えるゴミの課題について、公立小中学校の全学年で啓発事業を行い、SDGsと連動させることで当事者意識を育む (宿題を出し、各家庭で考える機会を促す)</p> <p>2. 1の啓発授業の内容を動画にまとめ、YouTubeで配信し、市のホームページにも掲載する</p> <p>3. ゴミを減らすメリットをまとめたパンフレットの作成 (2の動画の案内、環境視点やコスト削減につながること、コンポスト助成が復活、便利なさんあーるアプリ等)</p> <p>4. 3のパンフレットを広報逗子と合わせて配布するだけでなく、市内の事業者配布協力を依頼し、市民が日常的に繰り返し目に触れる機会を作る (事業計ゴミの削減が課題となっている状況下において、事業者へ訴えかける意図も含む)</p>	■	計画には記載はしませんが、今後の事業実施時等に参考いたします。	
28	第3章第3節3 基本施策	<p>温室効果ガスについて</p> <p>43頁イでは「温室効果ガス排出の削減」とするが、温室効果ガスの種類等の説明もない。本計画案を通読すると二酸化炭素のみを温室効果ガス対策の対象とするかのようなのである。生ごみの焼却にはメタンガス発生を回避する効果もあることを看過している。生ごみの資源化に反対するものではないが、「温室効果ガス削減」を標榜するのであれば、二酸化炭素の20倍以上の温室効果をもつとされるメタンガスの空中拡散対策は視野に置かねばならない。</p>	▲	温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等があり、その影響としては二酸化炭素よりも一酸化二窒素やメタンが大きく関与すると考えております。	

29	第3章第3節3 基本施策	43頁(3)では「市民・事業者との協働による」と謳いながら先頭小項目アには「市民」ではなく「廃棄物減量等推進員」なるものが何の説明もなく突如として登場する。市民への現状での課題や日常生活の具体的処理方法紹介など市民の理解と協力意欲喚起に資する情報提供を通じての減量化資源化こそが第一に求められる。廃棄物減量等推進員の活動や根拠を承知している市民がどれほどいるのか疑問であり、項建及び記述内容の再考が必要。	▲	廃棄物減量等推進員は、「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づいて市民に委嘱し、地域の清潔の保持の推進に関する市の施策への協力などを担っていただいております。市民と行政の協働として、重要な位置付けであることから、記載しています。	
30	第3章第3節3 基本施策	広報について 43頁同項ウでは「広報活動の充実」として、まず、紙資料の「広報ずし」と「ごみと資源物の出し方」を挙げているが、プロモーション的な広報に掲載ごみ関連記事は僅少であり、ごみ処理実務上の問題点等や今後の広域化の進捗状況・検討事項(課題や方向性)など紹介記事を見た記憶がない。広域化については説明会の席上で問題点を広報に掲載すると約束していたにもかかわらず未見である。次に「ホームページ」や「ごみ分別アプリ」を掲げるが、構成を熟知しない素人にホームページ検索は容易ではなく、情報弱者の存在を看過している。ごみ収集場所でのトピックの掲示などきめ細かな対応をされたい。なお、「出前型説明会」などのネーミングは不要。むしろ、町内会・自治会の協力を得る方策の具体的な検討(例えば、収集場所ごとの組織体形成)が必要である。	■	計画書には記載はしませんが、今後の事業実施時等に参考といたします。	
31	第3章第3節4 循環型社会の形成に向けた市民・事業者・市の役割	45頁(1)ア①「無駄なものは買わない」は意味不明。わざわざ無駄なものを買うことは通常の消費行動では考え難い。被災地応援等での不用品を購入することもあり、無定義に「無駄」と断じるのはいかなるものか。「必要性を十分考えてから購入する」程度のものに変更したほうが良い。あるいは何を以て無駄とするかの定義を示すか。	○	「無駄なものを買わない」を「無駄にならないように、必要性を十分に考えてから購入する」に修正します。	



32	第3章第3節4 循環型社会の形成 に向けた市民・事 業者・市の役割	同頁同項イ②「違法な不用品回収業者等」では分からない。廃品回収業者の営業妨害になりかねず、具体的に示す必要がある。同③「環境を汚染しない」では廃棄物処理との関係が弱い。「不法投棄をしない」と断じてはどうか。同④「適正に維持管理し、清潔を保つ」の意味不明。廃棄物処理とは無関係なうえ、「適正」「清潔」のていぎもない。この④自体不要であり、多項目にすると主眼である①の意味が薄れてしまう。	○	イ②については、「違法な不用品回収業者等」を「廃棄物の処分の際は、無許可の回収業者」に修正します。 イ③については、廃棄物の適正処理への協力が、環境を汚染しないことにつながるという趣旨なので、案のとおりとします。 イ④については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で「土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。」とされていますので、案のとおりとします。	
33	第3章第3節4 循環型社会の形成 に向けた市民・事 業者・市の役割	45 頁（2）本文末尾「ごみにならない製品づくり」は不適切。意味不明なばかりではなく、この表現ではごみになる製品を作ることがあるように読める。結果としてごみなることもあろうが、作る段階でごみになることを意図する筈がない。「ごみ排出が最小限となる製品づくり」程度の表現が妥当。	○	「ごみにならない」を「資源として循環利用できる、ごみにならない」に修正します。	
34	第3章第3節4 循環型社会の形成 に向けた市民・事 業者・市の役割	「（2）事業者の役割」の③では、「小売事業者として、レジ袋削減のための有料化やマイバック持参などへの特典付与により、容器包装廃棄物の削減に努めます。また、マイボトル等に対応します。」と改定してください。	■	計画には記載ませんが、今後の事業実施時等に参考といたします。	
35	第3章第3節4 循環型社会の形成 に向けた市民・事 業者・市の役割	同頁同項アでは「環境に配慮した事業活動」とし、46 頁同項イでは「環境に配慮した製品の製造」とするが、「製造」も「事業活動」であり別建てにする意味が不明。「製品の製造、流通、販売等事業活動」で一括りにすれば足りる。また、「環境に配慮した」は不要。騒音、振動などの環境要因もあり、一般廃棄物処理計画の範疇でない。	○	45 頁（2）ア「環境に配慮した事業活動の推進」と46 頁イ「環境に配慮した製品の製造等」については、一括して「環境に配慮した製品の生産、流通、販売等事業活動の推進」に修正します。 環境に配慮した製品づくりは、一般廃棄物処理計画の範疇です。	
36	第3章第3節4 循環型社会の形成 に向けた市民・事 業者・市の役割	同頁（3）アでは、「仕組みづくり」とするが実施内容からは「行動」の表現が適切。同項ウ①では「一般廃棄物処理施設の強靱化」として災害廃棄物の処理体制に位置づけるが、同処理施設は平時において不断の稼働が求められるところでありその「強靱化」は災害廃棄物以前の課題。アの適正処理推進に位置付けるべき。	▲	アについては、「仕組みづくり」の表現が適切であるため、案のとおりとします。 ウ①の「一般廃棄物処理施設の強靱化」については、環境省の廃棄物処理施設整備計画において、「強靱な一般廃棄物処理システムの確保」として「町村の厳しい財政状況等により、老朽化した廃棄物処理施設が増加し、一般廃棄物処理システムがぜい弱化している地域がある。一方で、大規模災害等に	

				備え、広域圏で処理体制を築いておく必要があり、その前提として災害時等における処理体制の代替性及び多重性の確保の観点から、各施設が備えている能力を最大限発揮できるよう常時設備を整備しておく必要がある。そのため、老朽化した廃棄物処理施設の更新・改良を適切な時機に行い、一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要がある。」としており、本計画においても災害廃棄物処理体制の構築に位置付けています。	
37	第3章第3節4 循環型社会の形成に向けた市民・事業者・市の役割	「(3)市の役割」の「ウ」に突然「災害廃棄物処理体制の構築」と記載されているが、「(3)市の役割」にそのようなことを必要とする説明が一切ないため、削除してください。	▲	「第5節 ごみ処理個別計画」「5 その他ごみ処理に関して必要な事項」(3)災害廃棄物対策との関連で記載しています。なお、災害廃棄物対策は、環境省「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき記載しています。	
38	第3章第4節1 ごみ排出に関する目標	49頁以下第4節計画目標では、2019年度実績を踏まえ2030年度までの各種目標値が示されるが、当該目標値の根拠について全く説明がない。目標設定上の考え方、算出方法を説明すべきであり、また、前計画未達成事項の原因分析とその後の計画への影響等も示すべきである。	□	当該目標値の根拠についての説明は、「資料編 ごみと資源物の総排出量の予測」に記載しています。また、前計画に対する達成状況を評価し、表3.2.7に課題としてとりまとめ、計画に反映しています。	
39	第3章第4節1 ごみ排出に関する目標	同頁1下段○では「資源物を除く・・・家庭ごみと資源物の総排出量」とするが、この文では減じた資源物を再度加えることになり意味不明。資源物の意味が異なるのみであれば定義を明確にする必要がある。	○	「家庭ごみと資源物の総排出量」を「家庭系ごみ排出量」に修正します。	

40	第3章第5節1 資源化計画	52 頁1(2)イでは「家庭用生ごみ処理容器の普及促進」とするが、生ごみ処理施設建設との統合がなく二重投資の疑問が残る。排ガスなど環境負荷度合い及び収益性を含む経済性の比較に基づく合理性根拠を示すこと。	▲	環境省「廃棄物処理施設整備計画の基本理念」では、「循環型社会の形成の推進のため、できる限り廃棄物の排出を抑制することを最優先に進めるとともに、廃棄物となったものについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを前提として、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。廃棄物処理施設は、3Rの推進と併せて計画的に整備する必要がある。」としており、各家庭の排出の抑制として「家庭用生ごみ処理容器の普及促進」を推進し、ごみとして排出された生ごみを「生ごみ処理施設での処理」を計画しています。
41	第3章第5節2 収集・運搬計画	55 頁本文及び表では各種の推計値が示されるが、推計の視点及び算定根拠を示すこと。	□	72 頁「資料編 ごみと資源物の総排出量の予測」で説明しています。
42	第3章第5節5 その他ごみ処理に関して必要な事項	59 頁5(2)「医療廃棄物」と「感染性一般廃棄物」の違い、「在宅医療」と「排出事業者」の関係の二点を説明すること。「市民へ啓発」とあるが、在宅医療患者等に係る医療機関等が個別に説明、回収できる方途を構築する必要がある。確実な回収こそ必要。	○	「医療廃棄物」を「鋭利なもの」に修正します。用語については、「用語の解説」を追記し、説明します。
43	第4章 生活排水処理基本計画	「第4章 生活排水処理基本計画」を記載するならば、「第2章 逗子市の概要」に「表 4.1.1 生活排水処理形態別の人口の実績」などのデータを一元化するか、第4章以降を別冊化してください。 横須賀市は「一般廃棄物処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」に分けて管理・運営しています。	▲	一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」に分かれます。 どのように管理するかは、市町村の判断によります。
44	第4章第1節2 生活排水処理実績	61 頁(1)「生活排水形態別の人口」として同頁表に3種の過去5年の人口を示すが、各年度の区域内人口が5頁に掲げる市の人口数よりも各年度とも多くなっている。市の人口を超える処理人口とは何か不可解で説明を要す。	○	表 4.1.1 計画処理区域内人口の2015年度を「60,425」に、2019年度を「59,936」に、水洗化・生活排水処理人口及び公共下水道人口の2015年度を「59,808」に、2019年度を「59,414」に修正します。

45	第4章第1節2 生活排水処理実績	62頁(2)本文及び表では整備率100%とするが、対象面積での割合にすぎず、合流方式の下水道の存在を無視する。分流方式への転換と未耐震下水道管の耐震化の問題があることを明記すべきである。68頁においても「河川・海水の水質保全のために」下水道接続の啓発とするが合流式下水管による水質汚濁を顧慮しない。	◆	公共下水道の整備に関する事項は、本計画の対象ではありません。いただいたご意見は、担当所管に情報提供します。
46	第4章第1節3 し尿及び汚泥処理の現状	63頁表4.1.3は次頁表4.1.4と併せて一表にしたほうが見やすい。	▲	表4.1.3は市内全域の排出量を示し、表4.1.4は1人1日当りの排出量と区別して示していることから、現状のままの表記とさせていただきます。
47	資料編 ごみと資源物の総排出量の予測	72頁1(2)イ「食品ロス」とは何か具体的に示すこと。生ごみ中の食品ロス割合の算定根拠及び計算方法を内訳をつけて示すこと。同割合38%は信じがたい数字。	○	「食品ロス」については、「用語の解説」を追記し、説明します。食品ロスの生ごみに占める割合は、他市の事例を用いています。
48	資料編 ごみと資源物の総排出量の予測	74頁表2の2019年度数値が15頁数値と異なる。訂正を要す。	○	15頁の表3.1.6の2019年度資源化量「8,807」を「8,804」に、植木剪定枝「2,571」を「2,568」に修正します。
49	資料編 ごみと資源物の総排出量の予測	75頁本文「2030年・・・で各施策を実施する」と読める。誤解を招くので「各施策を実施することにより2030年では」と訂正したほうがよい。また同頁表の2019年数値が15頁と相違する。正しいほうに訂正を要す。	○	75頁本文「2030年度(令和12年度)で各施策を実施することにより」を「各施策を実施することにより、2030年度(令和12年度)で」に修正します。 15頁の表3.1.5の2019年度収集の燃やすごみ「324.3」を「323.4」に、資源ごみ「156.0」を「155.6」に、計「499.3」を「498.0」に、2019年度総ごみ(収集・持込・許可)の燃やすごみ「459.9」を「458.7」に、不燃ごみ「12.3」を「12.2」に、資源ごみ「346.9」を「345.9」に、計「847.4」を「845.1」に修正します。
50	資料編 ごみと資源物の総排出量の予測	76頁イでは「家庭系ごみ」ウでは「家庭ごみ」という言葉を使っているが両者の異同が分からない。相違点を分かりやすく示すこと。また、同頁表5の2019年数値が78頁表のどの部分に該当するか分からず根拠不明。同頁表6の2019年数値は78頁の該当数値と相違する。どちらかが誤り、訂正を要す。	○	76頁イを「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」に、ウを「資源物を除く1人1日あたり家庭系ごみ排出量」に修正します。 76頁の表5の数値を78頁の表7に追記します。 78頁の表7の2019年度の資源物を除く1人1日あたり家庭系ごみ排出量「343」を「342」に修正します。

